

ふるさと起業家応援事業運営委託業務 企画提案競技（コンペ）実施要領

公益財団法人にいがた産業創造機構

1 目的

この要領は、ふるさと納税の仕組みを活用した起業家の資金調達支援を行うとともに、県内の起業機運の醸成を図るため、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「NICO」という。）が行うふるさと起業家応援事業の実施に当たり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的、効率的に実施するため、次の業務を委託する企業を選定するための企画提案申込み、提案方法等の必要事項を定めるもの。

2 委託する業務の概要

- (1) 業務名 ふるさと起業家応援事業運営業務
- (2) 業務内容 ※詳細は別紙仕様書を参照
 - ア 魅力ある起業家の発掘
 - イ 1次審査及び事業計画のブラッシュアップ
 - ウ 県民投票
 - エ 県民参加型ビジネスプランコンテストの開催と助成金交付候補者の選定
 - オ その他、上記ア～エに付随する業務
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成31年2月28日まで
- (4) 見積限度額 1,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 新潟県内に本社がある事業者
- (2) NICOと密接な連携のもと、その都度十分に協議を行いながら業務運営できる体制を整えていること。
- (3) 新潟県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4 スケジュール

公募開始

平成30年4月6日（金）

質問受付締切	平成 30 年 4 月 11 日 (水)
質問に対する回答	平成 30 年 4 月 13 日 (金)
申請書類提出締切	平成 30 年 4 月 19 日 (木)
プレゼンテーション審査	平成 30 年 4 月下旬～5 月上旬 (予定)

5 質問事項について

- (1) 提出様式 質問票 (様式 5) による
- (2) 提出期限 平成 30 年 4 月 11 日 (水) 午後 5 時 30 分 (必着)
- (3) 提出方法 電子メール (送付先アドレス: shinkisogyo@nico.or.jp)
- (4) 質問に対する回答 NICO ホームページで公表する
- (5) 回答 平成 30 年 4 月 13 日 (金) までに随時

6 申請書類の提出

- (1) 提出書類 以下の書類を正本 1 部・副本 5 部提出してください。
 - ア 参加申込書 (様式 1)
 - イ 誓約書 (様式 2)
 - ウ 会社概要書 (様式 3)
 - エ 企画提案書 (様式 4) ※別紙仕様書に基づき提案する業務内容を記載のこと。
 - オ 見積書 (様式任意) ※内訳を可能な限り詳細に記載すること。
 - カ 履歴事項全部証明書
 - キ 直近 2 期分の決算書
 - ク パンフレット等会社概要がわかるもの
- (2) 提出方法 郵送または持参
- (3) 提出先 下記 10 「提出先及び問い合わせ先」のとおり
- (4) 提出期限 平成 30 年 4 月 19 日 (木) 午後 5 時 30 分 (必着)

7 審査

- (1) 審査方法
審査は書面審査及びプレゼンテーション審査により行います。書面審査を通過した方にはプレゼンテーション審査会への出席について連絡します。なお、書類等を受付後、必要に応じて追加説明資料の提出を求めることがあります。
- (2) 審査会開催日 平成 30 年 4 月下旬～5 月上旬 (予定)
- (3) 審査基準 提出いただいた提案内容について、主に下記の項目について審査し、受託候補者を決定します。
 - ・委託業務の効果及び実現性
 - ・ターゲットへのアプローチ、PR 方法の有効性
 - ・委託業務の実施体制、スケジュールの妥当性
 - ・見積額の妥当性
 - ・関連事業の実績 等
- (4) 審査結果 審査会において最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

8 契約の締結

- NICOは審査会において最も優れた提案を行った受託候補者と委託契約の締結交渉を行う。なお、審査結果を踏まえ、提案内容の変更を求める場合がある。
- 受託候補者と協議が調わない場合は次点の者と協議する。(いずれの者とも協議が調わない場合は、再公募を検討する。)

9 応募上の注意

- (1) 参加申込書・提案書の作成、プレゼンテーションに要する一切の費用は、提案を行う者の負担とする。
- (2) 提出の合った書類は、審査以外には無断で使用しないが、審査を行う際、必要な範囲において複製する場合がある。
- (3) 提出された書類一式は返却しない。
- (4) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となり、受託者とならない場合がある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載しない、又は虚偽の記載をした者

ウ 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合

10 提出先及び問い合わせ先

公益財団法人にいがた産業創造機構 経営支援グループ 創業・経営革新チーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

電話：025-246-0051（直通） FAX：025-246-0030

E-mail：sinkisogyo@nico.or.jp